

◇泉 美和子君

○議長（高橋 猛君） 次に、9番泉 美和子君の一般質問を許可いたします。泉 美和子君、登壇願います。

（9番 泉 美和子君 登壇）

○9番（泉 美和子君） 通告に基づき、一般質問いたします。

初めに、高齢者世帯への雪おろし費用の助成制度についてお伺いいたします。

3年連続の大雪で除雪や雪おろしはどの家庭にとっても大変な負担であります。高齢者世帯にとっては、肉体的にも経済的にも年々負担が増えています。とりわけ今冬の豪雪では屋根の雪おろしの回数もふえ、自立できない高齢者世帯などにとっては経済的負担も重くなっています。雪おろしは危険が伴うものであり、経験を積んだ業者さんなどをお願いするのが望ましいわけですが、費用の負担はとりわけ低所得者世帯にとっては大きなものがあります。今後高齢化の進展や核家族化などに伴い、除排雪や雪おろしなどに対する行政の支援態勢の確立が重要だと考えるものです。

大仙市では、社会福祉協議会大曲支所が大曲地域のひとり暮らしの非課税世帯を対象に年1回5,000円を限度として補助をしています。また、花館地区社協と大曲地区社協がそれぞれ地区住民を対象に補助事業を行っているようです。支所の補助と併用できるということで年1回の制度ではありますが、低所得者世帯にとっては大変喜ばれているとのことでもあります。

北秋田市や上小阿仁村など自治体独自で補助をしているところもあります。当町でも高齢者世帯を対象に雪おろし費用の助成制度を実施すべきではないかと考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

現在町ではおおむね65歳以上の単身世帯や高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で心身の障害や疾病等の理由により日常生活上の軽度な援助を必要とする町民税非課税世帯の方々に対して軽度生活援助事業を実施していることは議員もご存じのとおりです。この事業では、玄関先などの除排雪作業などに平成25年1月末時点で139人の利用をいただいているところです。このほか、除排雪関係では社会福祉協議会が行っております除雪ボランティア事業で中学生を含む697人がボランティアとして参加し、168世帯に支援を講じたと同っております。しかしながら、雪おろし作業については、議員ご指摘のとおり危険が伴うことから、こうした取り組みでは対応しておりま

せん。さて、ご質問の雪おろし作業への支援についてですが、正式な統計ではありませんが、県内で助成を行っている自治体は北秋田市、横手市、湯沢市、上小阿仁村の4市村のみのようです。美郷町としては、昨年の議員の一般質問の答弁でも申し上げたとおり、雪おろし対策は今後とも課題の一つである旨の認識は持っておりますが、基本的に個々の家庭の雪おろし作業は所有者等が個別に対応していただくことが前提と考えており、そのため空き家対策においても雪おろし等について所有者に助言を行い、所有者による対応を促しているところです。

したがって、高齢者世帯におかれましても心情としては大変なことは十分に理解しているつもりですが、行政支援の範囲や公平性などを鑑みますと現時点は高齢者世帯のみに支援制度を創設することは難しく、どうかご理解をいただきたいと存じます。

また、本定例会で審議をお願いしております平成25年度予算に危険な家屋、危険な空き家の解体に対する支援制度を盛り込んでおりますが、解体に際して雪おろしのみの費用への支援は想定しておりませんので、あわせてご理解をお願いいたします。

高齢者世帯に対しましては、一定の要件のもと生活支援の一環として引き続き軽度生活援助事業を実施するとともに安否確認を兼ねた配食サービス事業や必要ある方々への介護用品給付事業を継続するほか、福祉施策として高齢者が広く利用できる各種制度を継続してまいりますので、ご理解をお願いいたします。以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。9番泉 美和子君の再質問を許可します。

○9番（泉 美和子君） 基本的な考え方ということでご答弁ありましたけれども、心情的には理解できるということでしたけれども、豪雪地帯といいますか、そういうところにとっては個人の努力ではなかなか難しいという、そういう状況、いろいろな事例があるわけですが、除雪だけではなくていろいろな、雪おろしだけでなくいろいろな事例があるとは思いますが、豪雪地帯で高齢化が進んでいくと、やっぱりなかなか自助努力だけでは難しいと。地域で支え合うということはもちろんですが、それもまた高齢化に伴って担い手がいないと支え合う人たちが不足してくるといいますか、そういう状況だと思います。町長も心情的に理解できるということで、それはもちろんわかるんですが、今後ですね、やっぱり行政として何らかの支援態勢を確立していくということが、何か必然的に必要になってくるのではないかというふうに関の少子高齢化を見ると考えるわけです。それでこういう質問をしたところですが、それで国とか県でも除雪、除排雪、種類はいろいろあるとは思いますが、除雪に対するいろいろな支援を検討していくような報道もありますし、そういうことも伺っております。それでその前に町単独でぜひこういうことを検討してほしいという質問ではありますけれども、今後国、県が対応をしていくときには、

ぜひそれに基づいて十分な対応をとっていただきたいということを、その点をぜひご答弁いただきたいと思います。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、国、県が全体としてその制度を確立し、それに自治体が対応するか否かという段階においては、当然美郷町は対応してまいります。大切なのは一つの事象に対して自治体間で差異があつて、その差異の中で美郷町は落ちるとならないことが重要であるというふうには認識しておりますので、全体としての制度が確立した際には、当然対応します。

ただ、先ほど申しましたとおり、美郷町単独としても議員おっしゃいました高齢化等の、あるいは過疎化等のことを鑑みた場合は、今後とも課題の一つであるというふうには認識しておりますので、その点は重ねてご理解をお願いいたします。以上です。

○議長（高橋 猛君） それでは次の質問に入らせていただきます。

○9番（泉 美和子君） 次の質問に移ります。福祉灯油の実施についてお伺いいたします。

平年を超す大雪と厳しい寒さの中、灯油やガソリン、軽油などが高騰を続け、町民の暮らしを圧迫しています。県内の灯油の店頭価格は3月4日現在で18リットル1,773円となっています。積雪寒冷地にとって暖をとる灯油や除雪のためのガソリン、軽油は生活必需品です。政権交代により円安傾向が顕著となり、このため輸入品である燃油価格は高騰を続け、地域経済と町民の暮らしは一段と厳しいものとなっています。2008年に秋田県は前年1リットル75円の灯油が95円になったとして福祉灯油の支給助成を行っていますが、現在の価格はそれを上回るものです。あのときは本当に助かったという住民の声が寄せられています。当時に比較して生活保護費の老齢加算廃止、また年金支給も物価スライドを理由に引き下げられています。こういうときこそ福祉灯油を実施すべきだと考えるものです。

横手市では、低所得者・高齢者・障害者などの世帯に3月中旬から4月末まで利用できるあつたか灯油券を配布し、灯油の購入費用を助成することを決めました。当町でも住民の暮らしを応援する自治体の役割を發揮し、低所得者などの世帯に灯油購入費を助成するよう求めるものですが、見解をお伺いいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員もご指摘ありましたとおり、平成19年度の原油高騰の際、国の原油高騰対策による特別地

方交付税措置を財源に灯油購入費用に対する助成を行った経緯があります。しかし、今年度については、現段階においてこうした財源措置を見込める状況になく、平成19年度と状況が違いますことにまずはご認識をお願いいたします。

また、県内においては、関係機関に伺ったところ、独自に灯油購入費用に助成策を講じているのは横手市のみようです。なお、横手市の動向を踏まえてかどうかは存じませんが、県では2月26日付で県内各市町村に対し、灯油高騰対策の実施の有無のアンケート調査を実施しております。本町としては、取り巻く環境等を鑑み、その段階において実施予定がない旨を回答しているところです。

現在の灯油価格の動向についてですが、2月25日時点における県内の店頭販売価格は18リットルあたり1,778円でしたが、3月4日時点においては1,773円になり、若干の下落傾向にあります。またこれから本格的な春に向かい、家庭における灯油使用量は減少することが見込まれます。したがって、広く状況を踏まえて考慮いたしますと、現段階において議員ご提案の制度創設は考えておりませんので、どうかご理解をお願いいたします。

なお、税制において所得税及び県民税、市町村民税は所得に応じた納税になっていることは申すまでもありませんが、加えて国民健康保険や後期高齢者医療保険、介護保険の各種保険制度については、所得に応じて軽減策が講じられているほか、利用料等においても医療費の自己負担額の軽減策や保育園における保育料などで負担軽減の取り組みがなされております。

また、65歳以上の高齢者等の町民税非課税世帯では、さきのご質問にありました軽度生活援助事業や配食サービス事業などの支援対象になるなど経済的な支援策が講じられているほか、児童生徒がいらっしゃる世帯においては就学に必要な経費負担に係る就学援助制度があり、経済的な支援を行っているところです。

このように町民税非課税世帯など所得の低い世帯に対しては各般の施策を講じているところですので、引き続きこうした支援策は継続し、住民の暮らしを応援してまいりますので、改めてご理解をお願いいたします。以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。それでは次の質問に入ってもらいます。

○9番（泉 美和子君） 次の質問に入る前に、ちょっといいですか。（「はい」の声あり）これも県のほうで今後予定をしているような、これを実施するような検討をしているようなこともちょっと聞いています。はっきりしたことはまだわかりませんが、ぜひ、まだまだ春には向かっていますけれども寒くて、まだまだ灯油はこれからまだまだ使いますので、ぜひこういうことも、県の動向なども見ながらお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。就学援助制度の拡充について伺います。

就学援助は憲法や教育法に基づき教育を受けることを経済的に保障するものです。平成22年4月に要保護児童生徒に関する国の補助金交付要綱が一部改正され、就学援助対象費目としてクラブ活動費、生徒会費、PTA会費の3項目が追加されました。長引く不況のもと、賃金の引き下げなどで子育て世帯の生活は年々厳しくなっています。子供たちがお金の心配をしないで安心して学ぶことができるようにすることが今こそ求められていると思います。準要保護児童生徒に対しても教育の機会均等を保障する観点からも、ぜひこの3項目を対象とするよう求めるのですが、お考えをお伺いいたします。

また、制度の周知方法について伺います。町広報等では周知をしておりますが、全ての対象者に制度を周知し、活用をしてもらうことが最も大事だと考えるものです。例えば全児童生徒にお知らせチラシの配布や入学説明会などでの説明、対象世帯の認定基準の明記など中身を詳しくお知らせする、こういうことを行うことが制度の活用を促すことに通じるとは思いますが、お考えをお伺いいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。教育長、登壇願います。

（教育長 後松順之助君 登壇）

○教育長（後松順之助君） 就学援助制度の拡充を、についてお答えいたします。

町では、これまで経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者に対して必要な援助を行ってきております。また、その認定につきましては、生計を同じにする世帯に属する世帯員全員の前年の総収入により、いわゆる生活保護を受給されている家庭が要保護認定となり、生活保護費に加え修学旅行費、医療費などを別途支給しており、今年度は全体で7名が対象となっております。また、それに準じる準要保護につきましては、生活保護認定基準の1.3倍以内の収入と認定された世帯の保護者を対象としており、扶助の内容としては学用品費、通学用品費、校外活動費、体育実技用具費、新入学用品費、修学旅行費、学校給食費、医療費などの費用を143名に援助しているところであります。これらを合わせると150人に支給されており、これは町全体の在学児童生徒数のほぼ1割に当たります。現状では他市町村の基準と比較してもほぼ同様であり、就学援助制度の趣旨から見て経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者への援助として適切に運用されていると考えております。

また、町では子育て支援策として、例えば先ほど武藤議員のご質問で答弁させていただきましたスポ少への補助とは別に小中学校の児童生徒の公式大会出場の派遣費全額補助や課外活動等や大会参加等に伴う町有バス提供による保護者負担の軽減、放課後児童クラブの低料金化など各自

治体より手厚い支援を講じている取り組みがあり、これらと一体として就学援助を考えてまいりたいと考えているところであります。

さて、議員ご指摘のクラブ活動費、PTA会費、生徒会費への援助についてであります。これは国が平成22年度に要保護者へ扶助対象としたことを受けて、現在県内各市町村において検討課題となっているところであり、町としても現在の就学援助制度の認定基準に照らし、認定されていない他の保護者との負担のバランスを考慮し、就学を確保する上で公費負担により援助することが必要な扶助対象費目として加えるべきかどうか、他町村の状況等を参考にしながら慎重に検討させていただいているところであります。どうかご理解を賜りたいと思います。

次に、制度の周知についてでありました。毎年2月の町の広報において援助内容、手続方法等について周知を図っておりますし、既に認定を受けている世帯には再申請の書類を送付しております。また、新入学児童においても、幼児教育班及び他課と連携しながら事前に該当世帯の把握に努め、個別に通知を出して制度の活用を促しております。さらには学校とも連携しながら、家庭状況に変化が生じた際には認定基準に該当するか精査し、年度途中であっても制度の活用を促しており、今後とも制度の幅広く適切な運用に努めたいと考えているところであります。以上であります。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。9番泉 美和子君の再質問を許可します。

○9番（泉 美和子君） 制度の周知についてですけれども、いろいろ個別など漏れなくというふうな感じでやっているということだと思いますけれども、全体としてこういう制度があるのだという、何ていいますか、広く対象になる人にももちろん個々に学校が対応しているということはもちろん大事ですけれども、全体としてこういう制度を広く知らせていく、こういう経済状況なものですから、ああこういうのがあるんだと、もしかしてうちも対象にならないのかなと、そういうふう考えられるようにすることが私は大事ではないかなと考えるもので、それで例えば広く入学式、入学説明会などでですね、チラシを全部お配りするとか、あるいは中学校の例えば説明会とか、そういうところで広くそういうことを知らせるというのが一つ方法があるのではないかなということ、それから中身も広報なんか見るとこういう、これとこれなどが対象になりますというような感じですがけれども、やっぱり果たして、まあ詳しくはちょっとなかなか大変だと思いますけれども、そういう制度があって、果たして自分は対象になるのかという、大体のこういう基準がありますよという、そういうところがわかると、ぱっとわかりやすい、それで私はどうなのかなと、こういう制度があれば、対象になれば助かるなという、そういうことがみんながわかるような、そういうやり方も必要なのではないかなと思ったものですから、そういう点につい

て答弁をお願いいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。教育長、自席でお願いします。

○教育長（後松順之助君） これまで私も教員生活を数十年させていただきましたが、その経験則について参考になろうかと思imasので、申し上げますが、こうした情報はもちろん権利があつて情報を得たいという方もおられますけれども、実際子供たちに支給する場合には学級担任として、空の封筒をその子に渡し、そしてそれをまた回収するというような非常にデリケートな部分も含んでございます。そうした面も、メンタル的な面も考えながら、確かに正確にお伝えするということは必要かと思imasますが、心当たりの方は、あるいはご用件の方はご相談くださいというような、そういう申し方、あるいは先ほど申しましたように年度途中でありましてもどんどんどん照らしていきますので、そうした対処の仕方が、より教育的ではないかなと。これは私の判断であります、学校でも今のところも同じような方法をとっているだろうと存じております。

○議長（高橋 猛君） これで、9番泉 美和子君の一般質問を終わります。